

宮崎市立田野病院 電子カルテシステム等一式更新業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

宮崎市立田野病院は、田野地域で唯一の入院施設として、地域に根ざした医療の提供に努めてきた。平成27年4月からは、「医療を継続して提供する体制の確保」と「安定的かつ継続的な病院運営」を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、国立大学法人宮崎大学が指定管理者となり、田野病院の運営を行っている。

宮崎市立田野病院で現在稼働中の電子カルテシステム等は、平成28年度にシステム導入を行って以来、約8年が経過している。この間、電子カルテシステム等で取り扱うデータは量・質ともに増大し、情報のデジタル化が進展し続けている。しかしながら、現在稼働中の電子カルテシステム等では、電子データの安全かつ効率的な蓄積・再利用について課題を抱えており、今後の患者サービス低下に繋がる懸念がある。

加えて医療をとりまく社会情勢の変化により、診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる精度および粒度を備えたデータ管理が可能なシステムが要求されている。

また、近年では医療機関におけるランサムウェア等の被害が続発しており、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインで示されているように、医療情報の機微性や重要性を鑑みると、医療情報システムに対して求められる安全管理は、一般の情報システムに求められる安全管理よりも高い水準で行われることが求められる。

本院は、これまで地域住民の健康と生命を守るという公立病院としての重要な役割を果たしてきており、今後もこれを継続していくことを目的とし、現有システムを更新するものとする。また、本更新業務は、専門的かつ高度な知見を有し、安全かつ確実にシステム更新を遂行することができる事業者へ更新業務を委託することにより、より効率的な病院運営を実現することができる。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 宮崎市立田野病院 電子カルテシステム等一式更新業務委託 |
| (2) 場所 | 宮崎市立田野病院（宮崎市田野町南原1丁目6番地2） |
| (3) 内容 | 別紙「宮崎市立田野病院電子カルテシステム等一式更新業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年12月12日（金）まで |
| (5) 提案限度額 | 99,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
- ※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあるため、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け、評価の上、受託候補者を選定するものである。

4. 公募型プロポーザルとする理由

電子カルテシステム等一式の導入及び更新業務の実績を有する事業者が複数いることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5. 業務スケジュール

内容	期日等
(1) 公募開始	令和7年4月18日(金)
(2) 参加申込書の提出締切	令和7年5月9日(金) 正午必着
(3) 質問の締切	
(4) 参加資格審査結果の通知 質問に対する回答	令和7年5月16日(金) までに随時
(5) 企画提案書等の提出締切	令和7年5月27日(火) 正午必着
(6) プレゼンテーション	令和7年6月 第1週
(7) 審査結果通知	令和7年6月9日(月) 以降(予定)
(8) 契約締結	令和7年6月下旬(予定)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

6. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被補佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)において、病院(公民問わない)へ電子カルテシステムまたは電子カルテを含む医療情報システムを導入(更新を含む。)した実績を2件以上有すること。

7. 応募の手續

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番2号
 宮崎市役所 健康管理部 保健医療課（宮崎市保健所4階）
 医療政策推進室（担当：深田・日野）
 電話：0985-29-4111
 FAX：0985-29-5208
 Mail：10soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要（様式第2号）	—
③	業務実績（様式第3号）	契約書等の写しを添付すること。
④	業務執行体制（様式第4号）	各職員の業務経歴は様式第4号別紙に記載すること。
⑤	履歴事項全部証明書（写し可）	法務局で発行する履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）
⑥	宮崎市税及び国税に滞納が無いことの証明（写し可）	○宮崎市税（法人市民税） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合 ○国税（法人税及び消費税（地方消費税含む）） ※いずれも3ヶ月以内に交付（発行）されたものであること。
⑦	誓約書兼同意書（様式第5号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく同意書を提出すること。
⑧	企画提案書（任意様式）	○A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書の記載事項を考慮のうえ作成すること。 ○正本：法人名称を記載した企画提案書 ○副本：プレゼンテーション時に選定委員会委員に配付するもの。提案者が特定できるような法人名称やロゴ等の記載がないものとする。
⑨	加点要件回答書（指定する様式）	各加点要件に対して、提案限度額を超えない範囲内で、提案者が実現可能な加点要件に○を付けて提出すること。
⑩	見積書（任意様式）	—

※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、⑥～⑦は提出不要。

(3) 提出方法

持参又は郵送・FAX・メール等により7-(1)の事務局あて提出すること。

(4) 提出部数及び提出期限

番号	提出書類名	提出部数	提出期限
①	参加申込書(様式第1号)	正本1部	令和7年5月9日(金) 正午必着
②	法人概要(様式第2号)	同上	同上
③	業務実績(様式第3号) ※契約書の写し含む	同上	同上
④	業務執行体制(様式第4号) ※別紙含む	同上	同上
⑤	履歴事項全部証明書(写し可)	同上	同上
⑥	宮崎市税及び国税に滞納が無い ことの証明(写し可)	同上	同上
⑦	誓約書兼同意書 (様式第5号)	同上	同上
⑧	企画提案書(任意様式)	正本1部 副本7部	令和7年5月27日(火) 正午必着
⑨	加点要件回答書	同上	同上
⑩	見積書(任意様式)	同上	同上

8. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法: 質問書(様式第6号)を郵送・FAX・メール等により、7-(1)の事務局あて送付すること。(必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。)

② 受付締切: 令和7年5月9日(金)正午

(2) 回答

質問に対する回答は、宮崎市ホームページに掲載する方法で行う。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関るものについては、質問者に対してのみ回答する。

9. 審査・選定方法

(1) 審査基準

別紙「宮崎市立田野病院電子カルテシステム等一式更新業務委託審査基準書」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

- ①日時 令和7年6月第1週 ※正式な日時等は別途連絡
- ②場所 宮崎市立田野病院3階会議室
- ③出席者 1者3名以内
- ④実施時間 1者60分(説明45分、質疑15分)
- ⑤機材等 スクリーン、電源は本市で準備する。
それ以外の機材については提案者で用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

- ①宮崎市立田野病院電子カルテシステム等一式更新業務委託候補者選定委員会設置要綱第3条に規定する委員が、プレゼンテーションにおける提案内容の審査を行い、審査基準書に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、プレゼンテーションにおける提案内容に対する各委員の採点の合計点数に、加点要件回答書から算出される点数を加算した点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ③合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、プレゼンテーションにおける提案内容に対する各委員の採点の合計点数が高い参加者を受託候補者とする。
なお、プレゼンテーションにおける提案内容に対する各委員の採点の合計点数及び加点要件回答書から算出される点数の両方が同点であった場合は、選定委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次の①から⑤までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑤前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、本市が失格を認めた場合

10. 選定結果の通知・公表

選定結果は、令和7年6月9日以降(予定)に全ての提案者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に次の項目を本市ホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について調整を行い、合意に至った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除する。

(3) その他

- ①契約代金の支払は、原則業務完了後、市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 2. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示のあった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月10日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。